



ジェロントロジー ジャーナル

老後生活資金としての 公的年金と私的年金

—国際比較で見た高齢者世帯の実態

経済調査部門 主任研究員 石川 達哉
e-mail : ishikawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

すべての国民に対して老後の生活資金を確保することは、国を問わず最も重要な政策課題のひとつであろう。日本の公的年金制度は5年に1度行われる「財政検証」が2009年度に実施されたばかりであるが、6月29日に政府の「新年金制度に関する検討会」が公的年金の一元化を提言するなど、抜本的な制度改革への機運が高まっている。公的年金制度は完全積立方式で運営されない限り、引退した世代に対する給付は主として現役世代の負担によって支えられることになる。その仕組みが持続可能なものであるためには、給付も負担も適切な水準に設定されることが不可欠である。この機会に、老後生活資金のうち公的年金でカバーすべき割合や公的年金が最低限確保すべき金額を社会として問い直すことが重要であろう。

公的年金の適切な給付水準を社会として見極めることは、裏返して言えば、公的年金のみに拠るのではなく、企業年金・個人年金や預貯金など現役期に蓄積した金融資産の取り崩しで対応する部分をどれくらいの割合にすべきか、私的な準備に求める水準を社会として探ることでもある。そのためには、引退した高齢者世帯が現役世代と比べて十分な生活水準にあるのかどうか、老後生活資金のうち公的年金で賄われている割合がどれくらいなのか、私的年金や他の金融資産の取り崩しによって賄われている割合はどれくらいなのか、まず、現実を正しく認識することが必要である。

しかし、現実の高齢者世帯が私的年金や他の金融資産の取り崩しによって賄っている金額についての情報は、日本のみならず他の先進国においても、ほとんど提供されていない。当レポートの目的は、こうした情報を提供することにある。具体的には、各国の国民経済計算統計や収入と支出に関する世帯調査統計を組み替えたり、概念調整したりすることにより、老後生活資金としての公的年金と私的年金について国際比較を行い、日本の状況を客観的に評価する。また、日本の高齢者世帯の私的年金の受取額や現役世代の拠出額が過去からどのように推移してきたのか、潮流の変化について分析する。

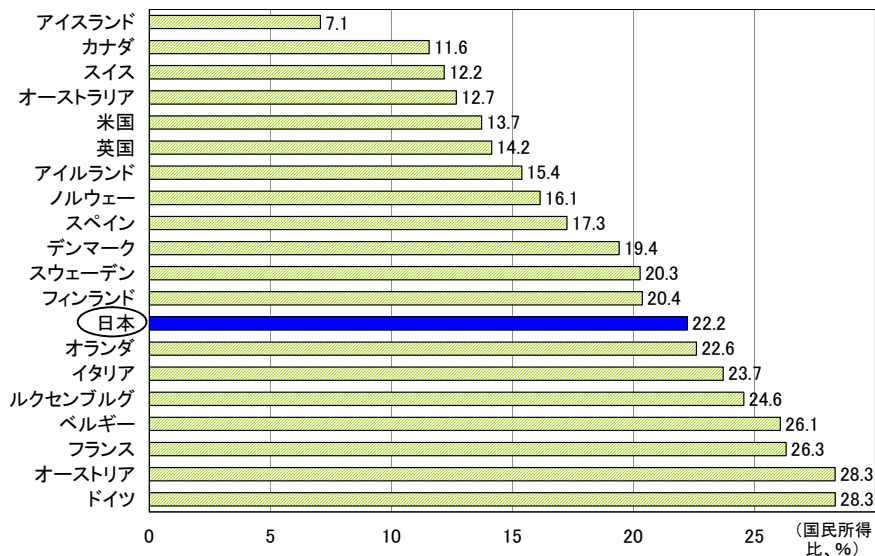
2—マクロ的に見た年金給付と積立金の状況

1 | 社会保障給付と社会保障基金の状況

一般には、他の先進国と比べた日本の社会保障の給付水準はそれほど高くはないとされているので

あろう。図表-1に示すとおり、1人当たりGDPが日本と同程度かそれ以上の水準にある20カ国¹について、「政府による狭義の社会保障給付²」を比較すると、日本の92.6兆円、国民所得に対する割合22.2%という水準は20カ国中の8番目に位置している。ドイツ・オーストリア・フランス・ベルギー・ルクセンブルグ・イタリアなどが上位にランクされる一方、「高福祉」のイメージが強い北欧4カ国（スウェーデン・デンマーク・フィンランド・ノルウェー）やスイスは日本の水準を下回っている。

図表-1 OECD加盟主要20カ国における狭義の社会保障給付の国民所得比(2007年)



(注) 社会保障給付は政府による「現物社会移転以外の社会給付 (Social Benefits other than social transfers in kind)」と「現物社会給付 (Social Benefits in kind)」の和。数値は政府の社会保障給付の国民所得比
 (資料) 内閣府「国民経済計算年報」 OECD「National Accounts」等に基づいて作成

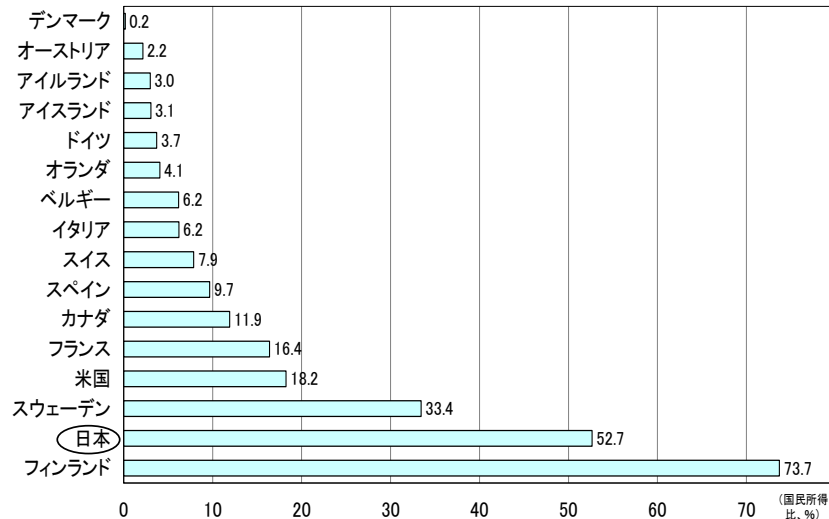
次に、積立金に関しては、政府における社会保障部門が保有する金融資産残高³の大半が公的年金の積立金だと考えられる。図表-2は、2007年末時点の国民所得に対する割合を見たものである。30%を超えているのは、フィンランド (73.7%)、日本 (52.7%)、スウェーデン (33.4%) の3カ国のみであり、社会保障給付の水準が高いドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリアではいずれも10%に満たない。また、図表-3は、社会保障基金をすべて取り崩して給付に充当した場合に何年分を賄えるかを測る指標として、社会保障部門が保有する金融資産残高の年間社会保障給付額に対する倍率を見たものである。この倍率が1を超えているのは、フィンランド (3.6年)、日本 (2.4年)、スウェーデン (1.6年)、米国 (1.3年)、カナダ (1.0年) の5カ国のみであり、これら5カ国の倍率も高くない。つまり、社会保障基金残高が大きいフィンランドや日本でさえも、今後予定されている公的年金の総給付額と比べれば積立金は小さなものである。日本の場合、年金財政は計画期間終了時に給付額1年分の積立金を保有することを要件として、100年間の収支均衡をはかる中で、必要に応じて給付に充てることが基金の役割とされており、「目標額を積立てたら、後は取り崩す」というような性質のものではない。

¹ 2008年における日本の1人当たりGDPは395.6万円であり、米ドル換算額38,371ドルはOECD加盟30カ国中の19位に当たる。第1位は117,967ドルのルクセンブルグである。

² 国際比較でしばしば利用されるOECDの「社会支出 (Social Expenditure)」は企業年金など法定外福利費の一部を含むうえ、その範囲が国によって異なるため、当レポートでは、国際的に統一された概念で統計が作成される「国民経済計算」統計における「一般政府」の計数を利用した。このため、北欧諸国やスイスの数値は「社会支出」ベースと比べて小さくなる。

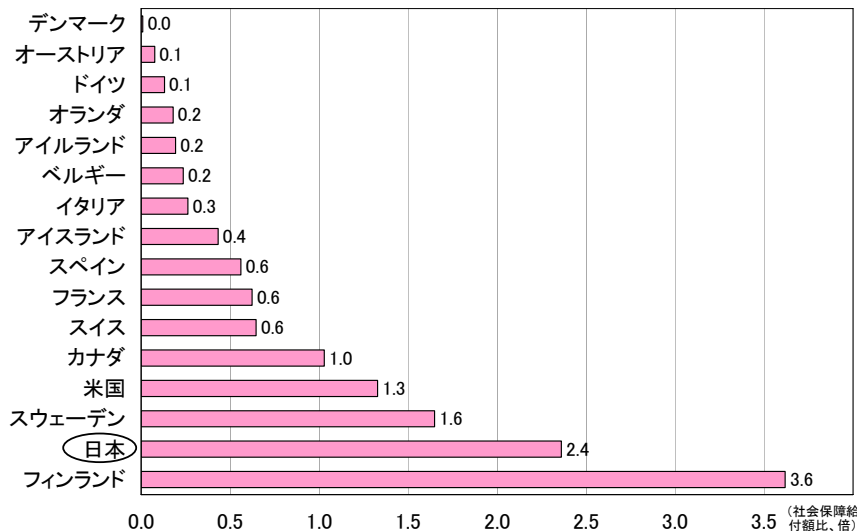
³ 国民経済計算における「一般政府」の内訳として、「中央政府」「地方政府」「社会保障基金」の3部門があり、当レポートでは「社会保障基金(社会保障部門)」が保有する金融資産も簡略化して「社会保障基金」と表記する。日本の場合、2007年度末の金額は232.2兆円であり、うち191.6兆円が公的年金の積立金である。

図表-2 OECD主要国における社会保障基金の国民所得比(2007年末)



(注) オーストラリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、英国に関しては、データが利用できない
 (資料)内閣府「国民経済計算年報」 OECD「National Accounts」等に基づいて作成

図表-3 OECD主要国における社会保障基金の社会保障給付額比(2007年末)



(注) オーストラリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、英国に関しては、データが利用できない
 (資料)内閣府「国民経済計算年報」 OECD「National Accounts」等に基づいて作成

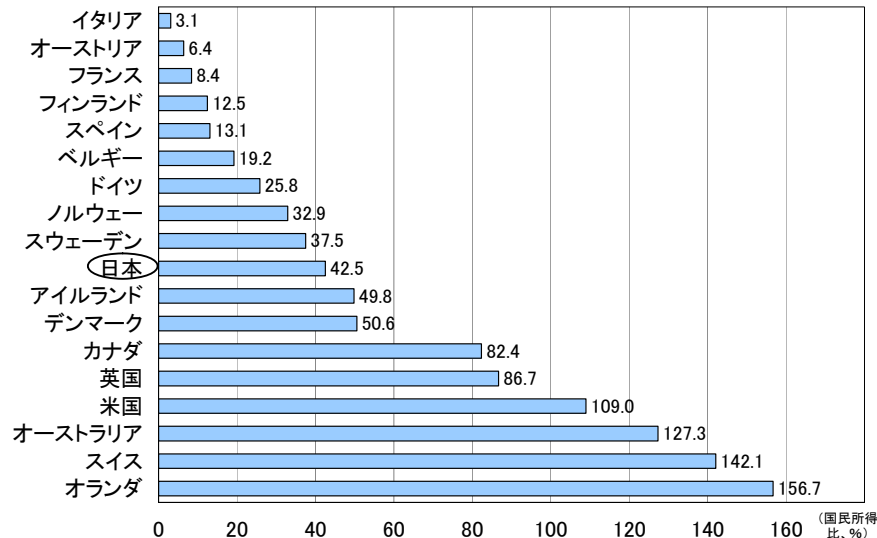
したがって、各国の公的年金制度は「完全賦課方式」か、「限りなく賦課方式に近い修正積立方式」で運営されていると言ってよい。その意味では、公的年金制度の内部では現役世代から引退した世代に対する所得移転が絶え間なく行われており、特に給付と拠出の水準が高い国では、世代間所得移転を伴う巨大な所得再分配システムとしての公的年金制度に対して、国民各層の幅広い支持を常に必要としていると言えよう。賦課方式で運営される公的年金制度が、万一、拠出のみを行う世代からの支持を失ってしまえば、公的年金制度は絵に描いた餅になりかねない。

2 | 社会保障給付と私的年金積立金の関係

私的年金の強みのひとつは、事前積立を行うことにある。個人年金と企業年金を合わせた私的年金の積立金・準備金に関して、国民所得に対する割合を示したのが図表-4である。これを見ると、オランダ (156.7%)、スイス (142.1%)、オーストラリア (127.3%)、米国 (109.0%) の4カ国が100%

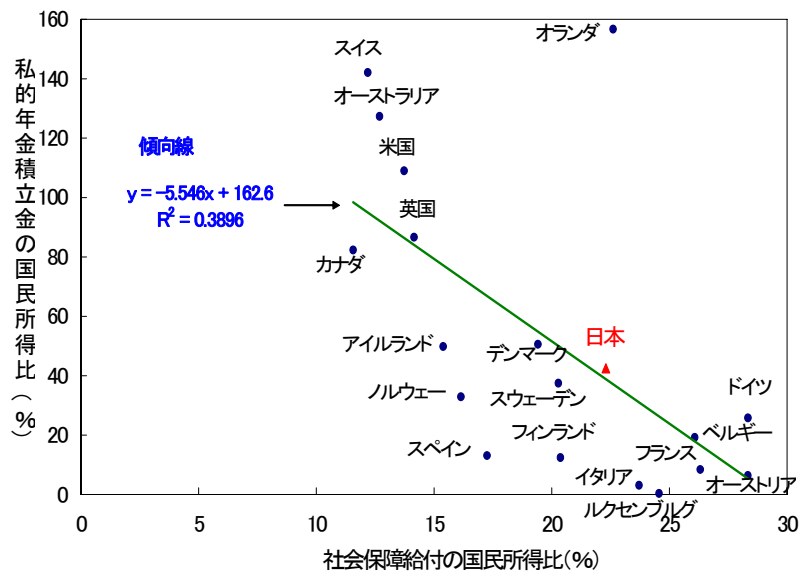
を上回っているほか、英国（86.7%）も80%を超えている。日本は、比較可能な18カ国中の9番目に当たる42.5%である。意外にも、北欧4カ国と日本は、政府による社会保障給付、私的年金積立金のいずれもが中位水準だという点で共通している。

図表-4 OECD主要国における私的年金積立金・準備金の国民所得比(2007年末)



(注)家計の個人年金・企業年金積立金保有残高合計。アイスランド、ルクセンブルグに関してはデータが利用できない
(資料)内閣府「国民経済計算年報」 OECD「National Accounts」等に基づいて作成

図表-5 OECD主要国における私的年金積立金と社会保障給付との関係(2007年末)



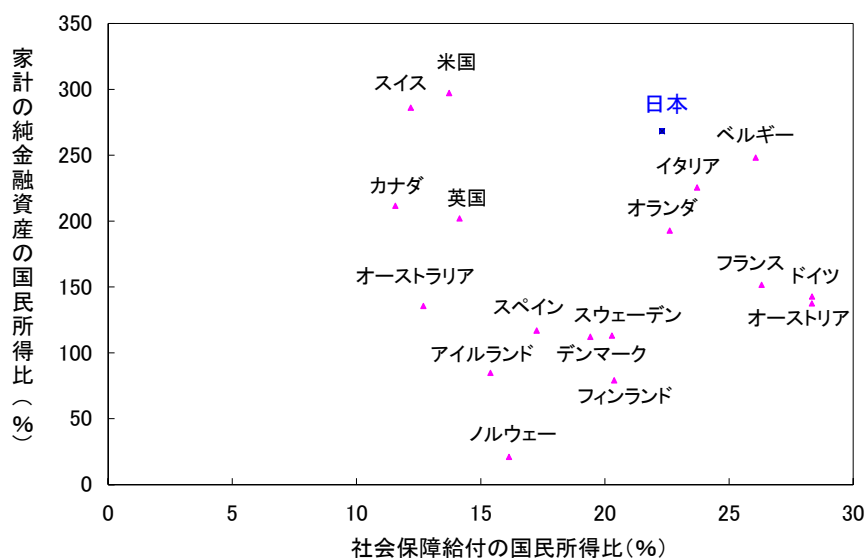
(注)家計の個人年金・企業年金積立金保有残高合計。アイスランド、ルクセンブルグに関してはデータが利用できない
(資料)内閣府「国民経済計算年報」 OECD「National Accounts」等に基づいて作成

次に、「個人年金と企業年金を合わせた私的年金の積立金」と「社会保障給付額」との関係に着目すると、図表-5に示すとおり、両者の間には緩やかな逆相関関係が観察される。この逆相関関係を示す傾向線からの乖離が大きいのはオランダとスイスであり、日本は傾向線のやや上に位置している。いずれの国においても、社会保障給付に占める公的年金給付の割合は各種の給付の中で最も割合が高いものと考えられるので、図中の傾向線は公的年金と私的年金との代替関係を裏付けている可能性が高い。

もっとも、老後の生活資金のための私的な準備という意味では、年金だけでなく、預貯金や生命保

険などの手段を利用している家計も少なくないはずである。そこで、「家計の純金融資産残高と社会保障給付額」の関係を見たのが図表-6である。家計の純金融資産残高の国民所得比が最も高いのは米国である。しかし、全体的には、社会保障給付額との間に逆相関関係は認められない。理由はいくつか考えられるが、引退した高齢者世帯の分だけでなく、現役世代の分も金融資産残高に含まれていることが最も大きな要因であろう。このように、マクロ統計にも限界があり、引退した高齢者が公的年金、私的年金、他の金融資産のどれを生活資金に使っているのかは、世帯レベルの統計で見る必要がある。

図表-6 OECD主要国における家計の純金融資産残高と社会保障給付との関係(2007年末)



(注)家計の個人年金・企業年金積立金保有残高合計。アイスランド、ルクセンブルグに関してはデータが利用できない
(資料)内閣府「国民経済計算年報」 OECD「National Accounts」等に基づいて作成

3—世帯レベルで見た老後生活資金

1 | 高齢者世帯と現役世帯の生活水準の比較

以下での比較対象国は、1世帯当たりの収入と支出、所得と消費に関する統計が利用可能な、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、スウェーデン、スイス、英国、米国の11カ国である。前掲の図表-5に基づいてこれらの国々をグループに分類すると、「マクロ的に見て私的年金のウエイトが相対的に高い国」にアイルランド・スイス・英国・米国が、「公的年金のウエイトが非常に高い国」にはオーストリア・ドイツ・イタリアが該当し、「両者の中間」、すなわち「公的年金のウエイトは低くないが、私的年金のウエイトも一定程度ある国」にはデンマーク、フィンランド、日本、スウェーデンが該当する。

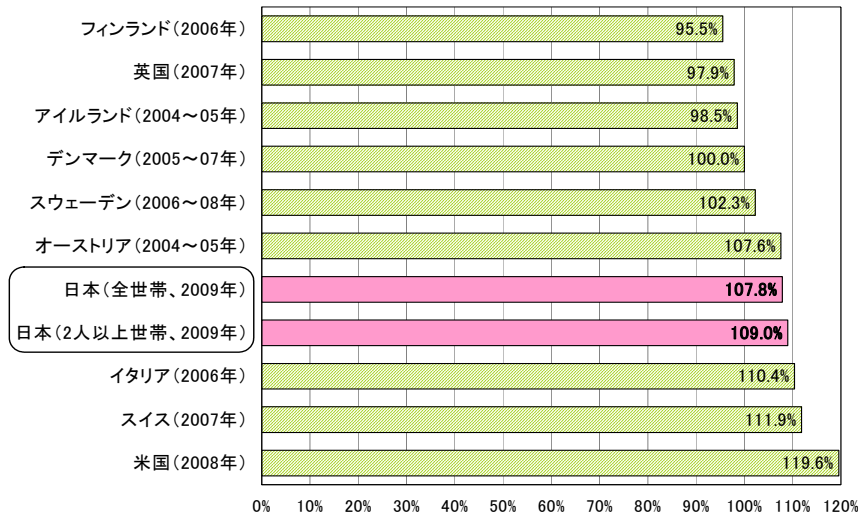
まず、老後資金の内訳を見る前に、引退した高齢者世帯⁴の生活水準が現役の世界帯と比べて遜色ないかどうか、消費支出の水準を確認したい。十分な水準の消費支出が行われ、その消費資金を賄う手段として利用されていれば、年金が本当に重要な手段と言えるからである。

図表-7は、世帯員1人当たりの消費額について、全世界帯に対する高齢者世帯の割合を見たものである。10カ国中の7カ国において、高齢者世帯の1人当たりの消費額が全世界帯のそれを上回っており、残りの3カ国においても95%以上の水準がある。家計消費には世帯人員にかかわらず必要な経費があるため、

⁴ 日本のみ世帯主65歳以上の無職世帯を「(引退した) 高齢者世帯」とした。他の国に関しては、「退職者世帯」ないしは「年金生活者世帯」という世帯区分があるため、これらを選択した。

世帯人員が少ないほど1人当たり消費額が大きくなる傾向はある。しかし、日本の高齢者世帯については、単身世帯を含むベースでも、含まないベースでも、全世帯の水準に対する割合は108、109%もあり、少なくとも現役の世帯よりも生活水準が低いとは言えないであろう。

図表-7 引退した高齢者世帯の1人当たり消費額(総世帯の1人当たり消費額に対する割合)



(注) ①消費概念を統一し、原統計に住宅ローンの利子・元本、固定資産税、私的年金保険料が含まれている場合は控除した
 ②ドイツの調査結果には世帯人員データが掲載されていないため、掲載対象から除外した
 ③特記しない限り、高齢者世帯・総世帯ともに単身世帯を含む
 (資料)日本は総務省「家計調査」、他は各国政府統計局「Household Budget Survey」等に基づいて作成

2 | 高齢者世帯の収入と支出の比較

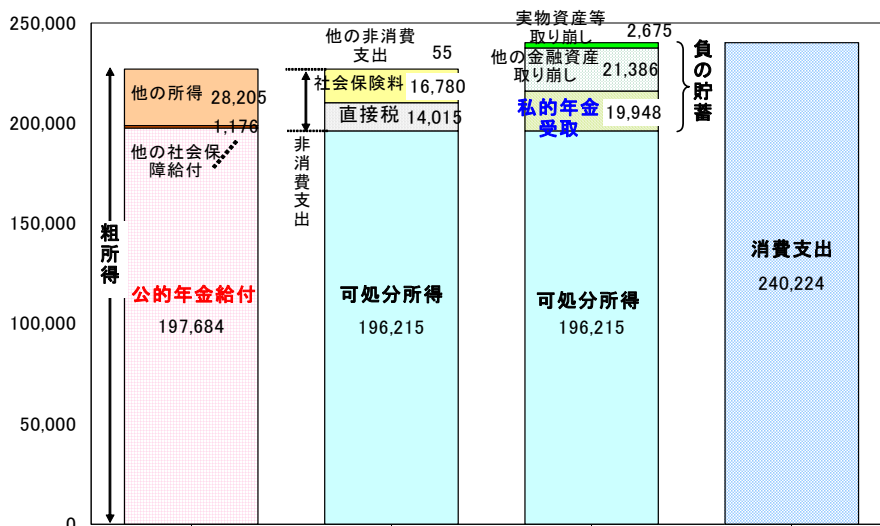
こうした高齢者世帯の生活資金の内訳を見るに当たって、注意しなければならないのは、日本の標準的な統計概念に基づく、公的年金給付は所得として、私的年金給付は負の貯蓄として扱われることである。例えば、預金口座からの引き出しによって現金収入を得た場合、保有金融資産の形態が現金に変わっただけであり、富の源泉としての所得が新たに発生したわけではない。過去に所得の一部を貯蓄し、蓄積したのが資産であり、その資産を取り崩すことによって所得を上回る消費を実現したのであれば、負の貯蓄を行ったことになる。私的年金を受け取って消費に充当することが、まさしくこれに該当する。というのは、私的年金を受け取れるのは、過去において所得の一部を保険料という形で貯蓄したからであり、私的年金の受取は積み立てた年金資産の取り崩しを意味するからである。

一方、公的年金には個人毎に割り当てられた資産は存在せず、社会保険料として現役世代の家計所得の一部が政府へと移転された資金がプールされた後、高齢者家計へ政府から所得移転されるのが公的年金給付である。したがって、公的年金を受給することは新たな所得を得ることとして扱われる。また、所得税や社会保険料の支払いも手持ち現金を減らす支出であることに変わりはないが、強制的に徴収されるもので、家計が選択することのできる消費支出とは異なるため、非消費支出と呼ばれる。この非消費支出を課税前の粗所得から控除した残余が可処分所得であり、家計が自由意思で消費と貯蓄の配分を選択できるのはこの可処分所得に関してである。

2009年の1カ月における日本の高齢者世帯を例にとり、これらの相互関係を図示したのが図表-8である。公的年金給付(197,684円)を中心に粗所得の総額は227,065円あり、これから所得税・住民税や社会保険料などの非消費支出(30,850円)を控除した後の可処分所得は196,215円である。一

方、消費支出は240,224円と可処分所得額を上回っているため、差額の44,009円が負の貯蓄、すなわち資産の取り崩しによって賄われている。この負の貯蓄は、私的年金受取（19,948円）、他の金融資産の取り崩し（21,386円）、実物資産等の取り崩し（2,675円）によって構成されている。

図表-8 日本の無職高齢者世帯における収入と支出の構造(2009年)



(注) 世帯主が65歳以上かつ無職、世帯人員二人以上の世帯。1カ月当たりの金額(円)
 (資料)総務省「家計調査」に基づいて作成

図表-9 OECD主要国における高齢者世帯の生活資金の内訳

	①粗所得	②勤労所得	③財産所得	④他の所得	⑤社会保険給付	⑥うち公的年金	⑦利子支払	⑧税・社会保険料等	⑨可処分所得	⑩消費支出	⑪貯蓄	⑫個人・企業年金受取(負値)	⑬他の資産(負値は取崩し)
オーストリア(2004~05年)	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	93.4	6.6	-	-
デンマーク(2005~07年)	146.2	11.7	19.8	37.0	77.7	-	4.6	41.6	100.0	100.9	▲ 0.9	▲ 2.6	1.6
フィンランド(2006年)	125.9	8.1	20.3	1.9	95.7	91.1	0.4	25.5	100.0	84.0	16.0	▲ 3.0	19.0
ドイツ(2007年)	118.8	6.3	19.2	4.2	89.1	78.3	-	18.8	100.0	93.1	6.9	▲ 7.5	14.4
アイルランド(2004~05年)	112.8	34.1	7.7	7.5	63.5	55.3	0.0	12.8	100.0	155.6	▲ 55.6	▲ 68.3	12.7
イタリア(2006年)	-	8.9	26.6	-	64.5	-	-	-	100.0	78.2	21.8	-	-
日本(2009年)	114.5	6.8	1.2	4.7	101.8	-	-	14.5	100.0	122.6	▲ 22.6	▲ 10.2	▲ 12.4
日本2人以上世帯(2009年)	115.7	8.8	1.2	4.4	101.3	100.7	-	15.7	100.0	122.4	▲ 22.4	▲ 10.2	▲ 12.3
スウェーデン(2006~08年)	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	81.4	18.6	-	-
スイス(2007年)	190.7	9.8	34.7	18.9	127.3	115.1	-	90.7	100.0	200.3	▲ 100.3	▲ 103.4	3.1
英国(2007年)	127.4	6.0	22.0	-	99.4	-	1.0	26.3	100.0	144.2	▲ 44.2	▲ 70.4	26.2
米国(2008年)	115.2	35.0	16.1	0.7	63.4	60.5	5.9	9.3	100.0	159.5	▲ 59.5	▲ 56.0	▲ 3.5

(注) 特記しない限り、単身世帯を含むベース。④=①-②-③、⑥=④-⑤、⑧=⑥-⑦。可処分所得=100に指数化
 統一概念に基づき、各項目を組み替えて算出しているため、原統計の計数とは著しく異なる場合がある
 イタリアの所得内訳は税引き後所得。米国の公的年金と私的年金は合算額のみ公表されているため、マクロの給付額を利用して按分
 (資料) 日本は総務省「家計調査」、他は各国政府統計局「Household Budget Survey」等に基づいて作成

日本とデンマーク以外の国では、私的年金受取額も所得として扱っている統計が多いため、日本の統計概念に合わせて所得・消費支出・貯蓄について項目間の組み換えを行った。図表-9に示すとおり、消費支出のための資金の内訳には、いくつかの明確な傾向が観察される。

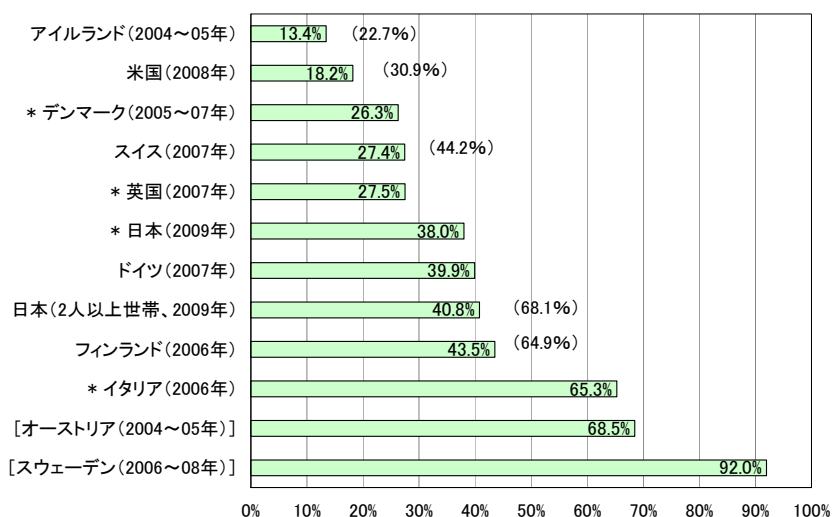
まず、「マクロ的に見て私的年金のウェイトが相対的に高い国」に属するアイルランド・スイス・英国・米国では、世帯レベルにおいても私的年金受取額が可処分所得と同額(スイス)か、約1/2(他

の3カ国)に相当する大きな金額となっている。スイスでは、公的年金が1階部分を、企業年金が2階部分を担っており、両者はほぼ同水準である。アイルランドの場合は、公的年金の水準が抑制されているとはいえ、私的年金受取額はそれを上回る金額である。そして、4カ国とも、総合的な貯蓄額は負の値であり、私的年金受取によって可処分所得を上回る消費額を実現していると言える。

対照的なのが、「公的年金のウェイトが非常に高い国」に属するオーストリア・ドイツ・イタリアである。貯蓄額が正の値である理由としては、取り崩し資産が十分に捕捉されていなかったり、誤って財産所得等に計上されていたりする可能性が考えられるが、私的年金受取額が多くないために、可処分所得の範囲内に収まるように消費支出を抑制しているとも解釈できる。

日本に関しては、私的年金受取額は「私的年金のウェイトが相対的に高い国」と比べれば低いが、可処分所得比10%という数値はそれ以外の国々の中では最も高い。しかも、他の金融資産も取り崩しているため、貯蓄率のマイナス幅は20%を超えている。また、利子・配当など財産所得が粗所得に占めるウェイトは低い、その分、公的年金受給額の可処分所得比は100%を上回っており、国際的にもスイスに次いで高い。この公的年金給付の水準が現実にとれほどの購買力を持つのかに関して、現役世帯の勤労所得に対する割合(所得代替率)を世帯レベルで算出した結果⁵が図表-10である。

図表-10 OECD主要国における世帯レベルの所得代替率



(注) 特記しない限り、単身世帯を含むベース。所得代替率=高齢者世帯の公的年金受給額÷勤労者世帯の勤労所得額とした
 *を付した国は分子に社会保障給付額を、[]の国は分子分母に高齢者世帯と勤労者世帯の可処分所得を使用した参考系列
 ()内の数値は、分母のみ有業者1人当たり勤労所得に替えた場合の所得代替率
 (資料) 日本は総務省「家計調査」、他は各国政府統計局「Household Budget Survey」等に基づいて作成

ここでも、アイルランド・スイス・英国・米国の数値は低い。仮想的な個人単位の所得代替率については日本の数字が非常に低いことを示す試算も存在するが、現在の高齢者について世帯単位の所得代替率を計算すると、算出された40%という日本の水準は国際的に低くない。他方では、私的年金や他の金融資産の取り崩しによって、現役世帯を上回る1人当たり消費を実現しているのが日本の高齢者世帯である。平均値で議論する限り、バランスよく生活資金が賄われていると言ってよいであろう。

⁵ 例えば、OECD「Pension at a Glance」では、新たに公的年金制度に加入した個人が、40年後の引退時に現役労働者の基準賃金の何割に相当する年金給付が得られるのかという仮想的な状況下の国際比較数値を掲載している。しかし、現実に公的年金を受給している高齢者世帯において、個人単位ではなく世帯単位での受給額が現役世帯の総賃金の何割に相当するかという国際比較を行っている資料はほとんど存在しない。

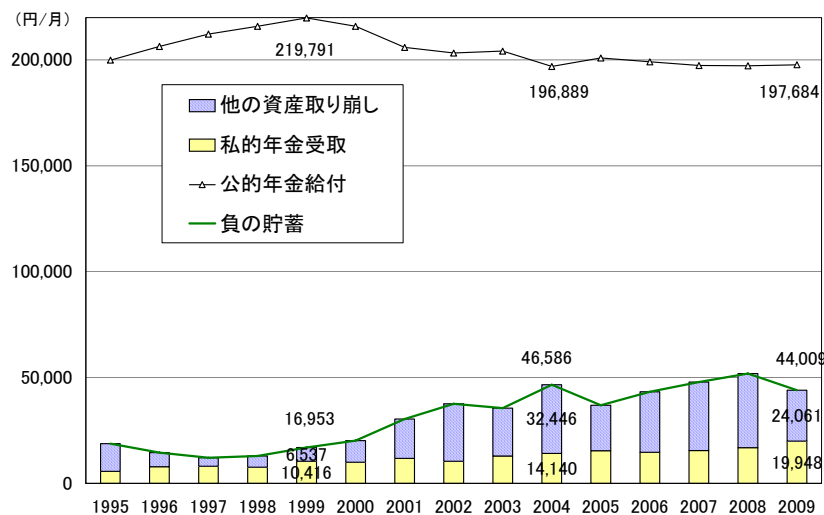
4—日本の家計における老後生活資金としての私的年金の潮流

1 | 老後生活資金に占める私的年金受取額の推移

前節までは、国際比較に際して条件を合わせるため、日本に関しては65歳以上の無職世帯に焦点を当ててきた。しかし、老後生活資金に関するファイナンスの構造は変質しつつあり、特に、60～64歳の無職世帯に顕著な変化が観察される。

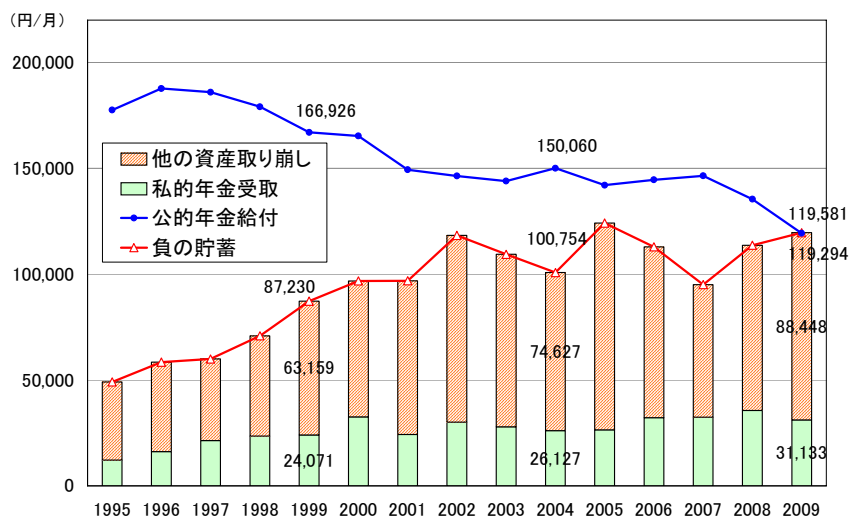
まず、2009年に65歳以上の無職世帯が受け取った月額19,948円の私的年金は、5年前(月額14,140円)と比べて5,808円、10年前(月額10,416円)と比べて9,532円増加している。他の資産の取り崩し額も合わせた負の貯蓄総額44,009円も、5年前の46,586円からは微減しているが、10年前の16,953円と比べると、27,055円も増加している(図表-11)。これらと対照的なのが公的年金受給額であり、2009年の月額197,684円は、2004年の196,889円から微増しているが、1999年の219,719円からは22,107円も減少している。つまり、公的年金受給額の減少を補う形で資産の取り崩しがあり、その一形態として私的年金受取額が増加していると言える。

図表-11 日本の2人以上の65歳以上無職世帯の老後生活資金の推移



(資料)総務省「家計調査」に基づいて作成

図表-12 日本の2人以上の60～64歳無職世帯の老後生活資金の推移



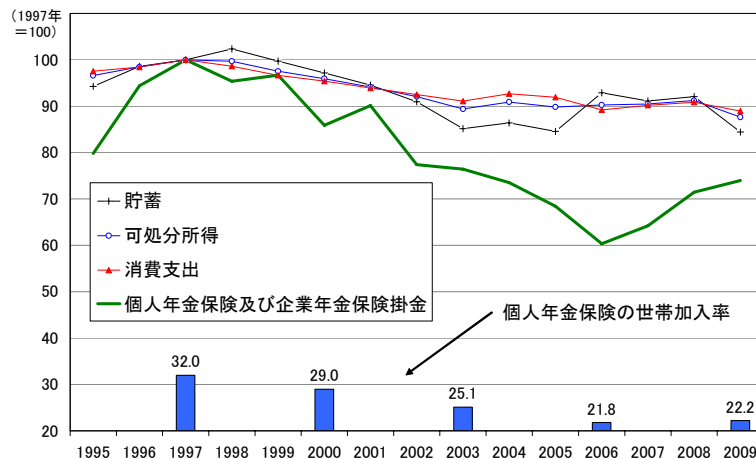
(資料)総務省「家計調査」に基づいて作成

こうした傾向は、60～64歳の無職世帯において一層顕著である。2001年から定額部分の支給開始年齢の段階的繰り延べが実施され、1999年に166,296円あった公的年金受給額は、2004年には150,060円、2009年には119,294円にまで減少した（図表-12）。これを補う負の貯蓄額は、1999年の87,230円から、2004年は100,754円、2009年には119,581円に達し、遂に公的年金受給額を上回った。私的年金受取額も1999年24,071円、2004年26,127円、2009年31,133円と増加基調を維持している。

2 | 現役世帯の私的年金に対する拠出額の推移

私的年金受取額は、基本的には、自らの判断にしたがって現役期にどれだけの拠出を行うかにかかっている。図表-13に示すとおり、60歳未満の勤労者世帯の可処分所得額と貯蓄額は1997、98年がピークであり、2003年以降は横ばい圏内で変動し、2009年はそれぞれ443,889円と122,302円にとどまっている。こうしたなか、個人年金・企業年金への個人拠出額は1997年の5,289円をピークに、貯蓄額の減少トレンドを大きく上回るペースで2006年まで減少し、その後は回復したものの、2009年実績額は3,914円にとどまっている。

図表-13 日本の2人以上の60歳未満勤労者世帯における老後準備



(注) ①個人年金保険及び企業年金保険掛金には雇用主拠出分は含まない

②「個人年金保険の世帯加入率」(%)は かんぽ生命を除くベース

(資料)総務省「家計調査」生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」に基づいて作成

現在の高齢者世帯が生活資金の一部を私的年金受取で賄うことができているのは、現役期にそれ相応の拠出を行ったからである。しかし、現在の60歳未満の世帯には、それが当てはまらない。報酬比例部分の支給開始年齢の繰り延べとマクロ経済スライドによって、今後60歳に到達する世代の公的年金受給額はさらに減少するものと思われるが、それを補う原資となる資産を蓄積するはずの現役期における貯蓄は停滞している。その中で不振が目立つのが私的年金への拠出である。

公的年金の受給と私的年金の受取⁶、他の金融資産の取り崩しをバランスよく組み合わせることによって、現役世帯と遜色のない生活を送っている現在の高齢者世帯と比較すると、現役世帯の老後準備は十分とは言い難い。老後生活資金の確保をすべて公的年金に委ねるのではなく、政策的支援によって私的年金などによる老後準備を促進させることや、その原資となる現役世代の可処分所得の水準を確保することも考慮に入れたうえで、今後の税制改革、社会保障制度改革に臨むことが必要であろう。

⁶ 定額を一定期間受け取る形態の年金であれば、私的年金を受け取ることは他の金融資産を取り崩すことと大きく異ならないが、生きている限り生涯にわたって受け取ることでできる終身年金の機能は他の金融資産では果たすことのできないものである。当レポートでは取り扱うことができなかったが、終身年金の意義については掘り下げて検討する必要がある。